

# 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域経済などへの対策を求める 要望について

九州部会提出  
説明担当 水俣市

新型コロナウイルス感染症は、世界的に猛威を振るい、日本でも首都圏を中心に感染者が急増した。これを受け、政府は改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく「緊急事態宣言」を7都府県に対し発出するとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定し、「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大し、13都道府県を「特定警戒都道府県」に位置付け、更には国民に対し「不要不急の外出自粛」を呼びかけたところ、全国的に自粛ムードが高まったこともあり、一度は沈静化の様相を呈したものの、5月末の「緊急事態宣言」解除以降、人々や経済の動きが活発化するに従い、全国での更なる新型コロナウイルス感染拡大を引き起こす状況となった。

その後、経済を止めない政策と三密を防ぐ対策と両方の施策を実施するも、地域での経済活動が制限を余儀なくされ、幅広い業種において、その経営が危機的状況に陥いることとなった。このような状況は、時間の経過とともにその深刻さを増しており、事態が長期化することによる経済的損失は計り知れず、倒産や廃業の増大が懸念されている状況にある。

このような中、政府においては、全国民への現金給付など、力強い政策にも取り組んでいるところではあるが、国民感情としては、未だ事態の収束が見えない中、生活が破綻するのではという不安が拡大している。

全国の各自治体では、この国家的危機とも言える難局に対応するため、議会と執行部が力を合わせ、多様な取り組みを行っているところであるが、今後、地域の実情に応じた支援体制の強化や施策の拡充が不可欠である。

については、各地域の実態や地域経済の深刻な状況を勘案するとともに、各自治体が住民の不安を和らげ、生活を守るために適切できめ細かな施策に取り組めるよう、次の項目について強く要望する。

## 記

### 1. 新型コロナウイルス感染症が収束した際の生活や経済への対策

売り上げが急激に減少した個人事業主を含む事業者に対しては、減収額の補填や助成、各種公共料金や各種税金・社会保険料に対する減免や、観光など地方での消費拡大を喚起するための全国一律での柔軟な交付金制度等を創設するとともに、全国各地の復旧・復興途上地域に対し、二重三重に負担を強いられる被災者への生活支援を行っていただきたい。

また、今回のような事態を踏まえ、その解決策となるようなオンライン授業やテレワークを推進するとともに、国の将来を発展させる更なるICT化、また、緊急災害時に適用となる寄付金控除の拡充を含む税制面での支援を検討・推進すること。

## 2. 熊本地震からの復興

熊本地震から早4年が経過したところであるが、熊本県下各市においては、新型コロナウイルス感染症対策で大幅な予算の組み換えが必要となっており、翌年度以降においても景気対策等の予算が必要になってくることが予想される。

しかしながら、本県はいまだ地震被害からの復興途上の段階にあることから、新型コロナウイルス感染症と熊本地震や九州北部豪雨、更には今年7月の人吉・球磨を中心とした豪雨災害など自然災害による二重・三重の苦難に直面している状況にある。

このような中で、国道57号線・滝室坂の復旧工事並びに中九州地域高規格道路、熊本環状道路及び有明海沿岸道路の早期完成は、熊本地震や九州北部豪雨、令和2年7月豪雨、加えて今回の新型コロナウイルス感染症などで傷ついた熊本県民に活力を与え、真の復興に導くものであることから、特に地方が必要とする道路網の構築を力強く推進し、公共投資による内需拡大を図ること。

## 3. 「緊急事態」を想定した恒久法の制定

今回の新型コロナウイルス感染症に対しては、特措法に基づき臨機応変な対応をとることができたものの、この感染症や「SARS」「MERS」といったコロナウイルスに由来する感染症については、治療薬はおろか、ワクチンによる予防法も確立されていないことから、「緊急事態宣言」の要件である「全国的な蔓延」が認められた時点で、機を逃した対応となることが考えられる。

については、今後も今回の新型コロナウイルス感染拡大と同様の事態が起こり得ることから、特措法に基づく時限的対応ではなく、「緊急事態」を想定した恒久法を制定することにより、緊急時における柔軟な医療体制の調整並びに地域による医療格差の解消及び地域医療対策の強化を図ること。